

令和5年5月2日

保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育・教育支援課長  
保育・教育運営課長

### 令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直されることに伴い、本市における5月8日以降の保育所等における感染症対策については、次のとおりとなります。

#### 1 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

##### (1) 登園の目安

##### **発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

火曜日 (0日)	水曜日 (1日)	木曜日 (2日)	金曜日 (3日)	土曜日 (4日)	日曜日 (5日)	月曜日 (6日)
発症	5日間					登園可能
				症状軽快	1日経過	

##### (2) 医師の意見書の提出

##### **登園を再開する際、医師による意見書の提出が必要**になります。

※検査陰性証明書は不要です。

#### 2 感染症対策について

「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿って引き続き感染症対策を行います。

- ・園児の健康管理（検温など）
- ・手指消毒
- ・共有部分の消毒
- ・保育室及び事務室、休憩室等のこまめな換気

#### 3 季節性インフルエンザに係る意見書の取り扱いについて

令和4年11月9日から医師の意見書の提出が不要としていましたが、新型コロナウイルス感染症と同様に、**令和5年5月8日から医師の意見書の提出が必要**となります。

【参考】「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年5月一部改訂）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>

<b>【感染症に関する問合せ先】</b> こども青少年局保育・教育支援課 電話：045-671-2397 Email：kd-jinzai@city.yokohama.jp	<b>【保育所等の運営に関する問合せ先】</b> こども青少年局保育・教育運営課 電話：045-671-3564 Email：kd-unei@city.yokohama.jp
--	--